

香川県立保健医療大学学内委員会規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則第51条及び香川県立保健医療大学大学院学則第20条において準用する同条の規定に基づき、学内委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 委員会の名称、所掌事務及び委員の構成は、別表のとおりとする。

(組織)

第3条 委員(充て職である委員を除く。以下同じ。)は、教授、准教授、講師及び助教(常時勤務の者に限る。)(以下「教員」という。)のうちから、研究科及び各学科の推薦に基づき、教授会及び研究科委員会の議を経て、学長が指名する。

2 委員会に委員長を置き、当該委員会の委員のうちから、学長が指名する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、審議するに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会において審議した事項を学長及び教授会又は研究科委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月7日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に際し、新たに選任された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 香川県立保健医療大学進路指導専門委員会要項（平成16年4月2日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 名 称 | 所 掌 事 務 | 委員の構成 |
|---------------------|---|---|
| 総務企画 委員会 | 1 教育及び研究に関する予算、企画及び運営に関すること。 2 教育研究施設の整備及び管理の方針に関すること。 3 本学の将来構想に関すること。 4 その他他の委員会の所管に属しない重要な事項に関すること (毒劇物等・廃棄物専門委員会、動物実験専門委員会、遺伝子組換え実験安全委員会等)。 | 副学長 学生部長 図書館長 学科長 研究科長 専攻長 事務局長 |
| 教務委員会 | 1 教育課程及び履修に関すること。 2 学生の入学、休学、退学、卒業、修了等に関すること。 3 試験及び単位の認定に関すること。 4 その他教務に関すること。 | 学科長 学科ごとに選任され た教員 事務局次長 |
| 学生委員会 | 1 学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。 2 学生の課外活動に関すること。 3 学生の奨学資金に関すること。 4 学生の賞罰に関すること。 5 その他学生に関すること。 | 学生部長 保健室長 研究科及び学科ごと に選任された教員 事務局次長 |
| 入試委員会 | 1 学生の募集に関すること。 2 入学試験の実施に関すること。 3 合格者の判定基準に関すること。 4 その他入学試験に関すること。 | 副学長 学科長 専攻長 研究科及び学科ごと に選任された教員 事務局長 事務局次長 |
| 図書委員会 | 1 図書館の整備運営に関すること。 2 図書館資料の収集及び購入に関すること。 3 図書館資料の整理及び保管に関すること。 4 雑誌の編集・発行に関すること（編集委員会）。 5 その他図書館に関すること。 | 図書館長 研究科及び学科ごと に選任された教員 事務局次長 |
| 情報ネット ワーク委員 会 | 1 本学における情報化の基本方針の策定に関すること。 2 教育・研究用情報処理機器等の整備計画に関すること。 3 情報処理教室の管理及び運営に関すること。 4 その他情報化及び情報処理機器の利用に関すること。 | 研究科及び学科ごと に選任された教員 事務局次長 |
| FD・SD 委員会 | 1 大学教育における教員の授業内容・方法の改善のための組織的な 取組に関すること。 2 教育業績評価及び授業評価に関すること。 3 大学運営における教職員に必要な知識・技能の取得及び能力・資 質の向上のための取組に関すること。 4 その他大学教育及び運営の改善のために必要な事項に関すること。 | 研究科及び学科ごと に選任された教員 事務局次長 |
| 広報・公開 講座委員会 | 1 広報に関する計画・企画及び総合的調整に関すること。 2 大学のホームページの作成及び管理、大学の概要等の作成に関す ること。 3 公共団体の広報媒体等の活用に関すること。 4 公開講座の企画、運営及び実施に関すること。 5 その他の委員会の所管に属さない広報に関すること。 | 入試委員長 情報・ネットワーク 委員長 研究科及び学科ごと に選任された教員 事務局次長 |
| 研究委員会 | 1 大学全体の研究活動の評価、学内共同研究の推進、研究費獲得の 基本方針の策定と推進、研究の質向上のための方策等に関するこ と。 2 他大学、保健医療施設、研究機関との研究連携に関すること。 3 科学研究費の申請促進、不正防止、適正執行に関すること。 4 その他研究支援等に関すること。 | 副学長 研究科及び学科ご とに選任された教 員 事務局長 |

| 名 称 | 所 掌 事 務 | 委員の構成 |
|-----------------|--|---|
| ハラスメント 防止委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ハラスメントの防止等に関する啓発活動の企画及び実施に関する こと 2 ハラスメントに起因する問題への対応に関すること 3 ハラスメントに関する部局間の連絡調整に関すること 4 その他ハラスメントの防止等に関すること | 総務企画委員会の 委員 |
| 国際交流 委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 国際交流の企画、運営に関すること 2 学術国際交流に関すること 3 外国人留学生の受入れ及び学生の海外派遣その他学生の国際交流 に関すること 4 その他国際交流に関すること | 研究科及び学科ご とに選任された教 員 事務局次長 |
| 三大学連携 推進委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 三大学連携事業の企画、運営に関すること 2 その他三大学連携に関すること | 研究科及び学科ご とに選任された教 員 事務局次長 |
| 進路支援 委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 学生の進路支援に関すること。 2 卒業生の進路支援に関すること。 | 副学長 研究科及び学科ご とに選任された教 員 事務局長 事務局次長 就職コーディネーター |